

武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例

武蔵野市印鑑条例（昭和52年7月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第21条 第18条及び第19条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限り、）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第21条 第18条及び第19条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限り、）<u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p><u>電子証明書を記録したものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	
-----------------------------	---	--

付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。